

《判例研究》

## 格安D V D販売事件（映画「シェーン」事件） (東京地裁平成18年10月6日判決)

五 味 由 典

### 一 事実の概要

#### 1 当事者

原告X<sub>1</sub>は、アメリカ合衆国（以下「米国」という。）に本社を有する映画製作、配給を業とする株式会社である。原告X<sub>2</sub>は、映画コンテンツの製作、販売、配給等を主たる目的とする株式会社である。X<sub>1</sub>は、訴外S社に、映画「シェーン」（本件映画）に関する日本国内における恒久的な全メディアへ独占的利用権を付与し、X<sub>2</sub>は、昭和48年4月26日に訴外S社から、同権利の譲渡を受けた。

被告Y<sub>1</sub>は、著作権の存続期間が満了した映画の映像素材の販売等を主たる目的とする株式会社である。被告Y<sub>2</sub>は、著作権の存続期間が満了した映画のD V D商品の製造、販売等を業としている有限会社である。Y<sub>2</sub>は本件映画を収録した映像素材（本件マスターフィルム）を製造し、それを譲り受けたY<sub>2</sub>はD V D（本件D V D）を製造、販売している。

#### 2 原告らの主張

X<sub>1</sub>は、平成15年12月31日に著作権の保護期間が満了する映画の著作物には、平成15年の改正著作権法が適用され、平成35年12月31日まで著作権の保護期間が延長されたとの認識は、本件改正法の施行された当初からあり、これに対する異論も公表されてなく、したがって、被告らもまた、本

件マスターフィルム及び本件D V Dの製造、販売を開始した時点で、本件映画の著作権の保護期間が平成35年12月31日まで延長されたことを認識していたはずで、X<sub>2</sub>の有する独占的権利を侵害することに故意があったと主張した。

X<sub>2</sub>は、平成17年2月ころ、本件映画のD V Dパッケージ商品を少なくとも1万本を、同年秋ころに製造し、販売することを企画した。X<sub>2</sub>が、スペシャル版や廉価版を除いたD V Dのパッケージ商品を販売する場合の定価は3800円である。ほぼ同時期に、Y<sub>2</sub>が本件映画のD V Dを定価980円で販売を開始した。このため、X<sub>2</sub>は当初購買層としてターゲットにしていた消費者を奪われ、本件映画のD V Dパッケージ商品を製造、販売することを中止せざるを得なくなった。したがって、被告らが本件マスターフィルムを利用して本件D V Dを製造、販売したことにより、X<sub>2</sub>は、著作権の独占的利用権を侵害する共同不法行為であるとして、民法709条、719条1項に基づき、2055万円の逸失利益等の損害賠償を求めるとともに、本件映画の著作権（複製権及び頒布権）の侵害発生に基づき、著作権法112条より、Y<sub>1</sub>に対して本件マスターフィルムの販売差止め及び廃棄を、Y<sub>2</sub>に対して本件D V Dの製造、販売の差止め及び廃棄をそれぞれ求めた。

### 3 被告らの主張

被告らは、平成15年12月31日午後12時の満了をもって本件映画の著作権は存続期間が満了していると主張して請求棄却を求めた。

### 二 判旨 請求棄却

#### 保護期間の延長に関する附則2条1項の規定について

「本件改正法の制定の際の国会の審議において、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が満了してしまうという点を考慮して、それを防ぐための必要性が議論されたとは認められず、その観点から本件

改正法附則2条1項の解釈について議論がされたとも認められないから、昭和28年に公表された映画の著作物の著作権の存続期間が満了するのを防ぐことが本件改正法の制定時の立法者意思であるという原告らの主張には、理由がない。」

「また、Xらは、45年改正法附則2条1項の解釈としては、45年改正法が施行された昭和46年1月1日の前日である昭和45年12月31日に著作権の存続期間が満了する著作物に対しても改正前著作権法が適用されるとの解釈が確立されているところ、改正前著作権法54条1項と改正著作権法54条1項とは、著作権の存続期間が満了しそうになっている著作物を救済するという同一の目的で制定ないし改正されたのであるから、45年改正法附則2条1項と本件改正法附則2条とで異なる解釈をすべきではない旨の主張をする。

しかしながら、45年改正法附則2条1項の解釈としては、前記イで判示したのと同じ理由から、同法の施行日の前日である昭和45年12月31日に著作権の存続期間が満了する著作物に対しては、同法は適用されないと解するのが文理解釈として相当である。」

「本件改正法附則2条の解釈としては、平成15年12月31日に著作権の存続期間が満了する映画の著作物に対して、改正著作権法54条1項は適用されないと解するのが相当であるから、改正前著作権法の規定に従い上記の日に著作権の存続期間が満了する本件映画に対しては、改正著作権法54条1項は適用されないことになる。したがって、本件映画の著作権は、既に、平成15年12月31日が満了した時点で消滅している。」

### 三 研究

本判決は、平成15年に法改正（法律第85号）が加えられ保護期間が公表後「50年」から「70年」に延長された映画の著作物に関するものである。延長に関して、附則に規定する経過措置の解釈をめぐり判断したものであ

ること自体珍しく、法解釈上の論点と言うよりも、一般感覚と立法解釈のずれから生じた事件とも考えられる。本研究では、著作権の保護期間及び附則の解釈との二点にわたって検討する。

### 1 著作権の保護期間

著作権法の歴史は、権利の延長の歴史とも言われる。

昭和45年法律第48号（以下「現行法」という。）で現行法が制定されるまで、旧法による著作物の保護期間は段階的に延長されてきた。

映画の著作物の著作権の保護期間について旧著作権法（明治32年法律第39号）著作権法22条ノ3が、「活動写真術又ハ之ト類似ノ方法ニ依リ製作シタル著作物…ノ保護ノ期間ニ付テハ独創性ヲ有スルモノニ在リテハ第三条乃至第六条…ノ規定ヲ適用シ」と、同法6条は、「官公衙学校社寺協会会社其ノ他団体ニ於テ著作ノ名義ヲ以テ発行又ハ興行シタル著作物ノ著作権ハ發行又ハ興行ノトキヨリ三十年間繼續ス」と規定し、映画の著作物のうち、独創性のあるもので、なおかつ、団体の著作名義で発行又は興行した著作物の著作権の保護期間は30年としていた。その後、現行法の改正作業に入ったことから、暫定的な延長措置（昭和42年法律第87号、昭和44年法律第82号）において団体名義の映画の著作物の著作権の保護期間は、33年に延長されている。

旧著作権法は、45年改正法により全面改正され、現行の著作権法（昭和45年法律第48号）として、昭和46年1月1日から施行された（45年改正法附則1条）。平成15年改正法によって改正される前の現行法54条1項（以下「旧54条」という。）は、「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後五十年…を経過するまでの間、存続する。」と規定し、映画の著作物の著作権の保護期間を公表後50年とした。なお、45年改正法附則2条1項は、「改正後の著作権法…中著作権に関する規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法…による著作権の全部が消滅している著作物については、適用しない。」と規定し、昭和46年1月1日の時点で著作権が消滅してい

ない著作物について旧54条を適用することとし、「33年」から「50年」に保護期間が延長された。

平成15年の法改正（以下「改正法」という。）によって54条1項（以下「新54条」という。）は、「映画の著作物の著作権は、その著作物の公表後七十年…を経過するまでの間、存続する。」と規定し、映画の著作物の著作権の保護期間を70年延長した。改正法は、平成16年1月1日から施行（同法附則1条）、同附則2条によって「改正後の著作権法…第五十四条第一項の規定は、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が存する映画の著作物について適用し、この法律の施行の際現に改正前の著作権法による著作権が消滅している映画の著作物については、なお従前の例による。」と規定し、平成16年1月1日の時点で著作権が消滅していない著作物について新54条を適用することとした。

著作物の保護期間が長期に及ぶことの説明としては、従来いくつかなされてきたものの、国際情勢（国際条約を含め）に合わせた改正が中心である。

ベルヌ条約第7条は、「(1) この条約によつて許与される保護期間は、著作者の生存の間及びその死後50年とする。」として、1948年のブラッセル改正の時点から同盟国に最低限求められる条約上の義務となった。

保護期間として50年が選定された理由として黒田徳太郎氏は次の様に考えている。「著作者とその直系の子孫の平均的な生存期間即ち3世代が含まれるのが公平かつ正当であると、考えた国が多かった」こと。この期間が著作者の生存の長さに依存していることは避けられないが、「一般的には、著作者の相続人達が著作者のことを記憶している間で、その著作物から利益を得るに十分な期間を著作者の生存期間に追加するのが正当で」、書籍や若干の楽劇の著作物など一部の著作物以外は、「著作権の保護期間は利用者にとってさしたる経済的重要性を持つものではない」こと。また、「ある著作物が公有に帰しても、通常、利用者が支払う額にはほとんど変わりはない」ことなどの理由から、同条の保護期間は「著作者の利益と、寄

与をした者よりもはるかに長い生命をもつ文化遺産を自由に利用することを求める社会の必要との間に、公正なバランスを保っていると思われる」と。

W C T では、1条（4）で「締約国は、ベルヌ条約第1条から第21条までの規定及び同条約の附属書の規定を遵守する。」として、ベルヌ条約を適用している。また、T R I P S 協定第12条においても「著作物（写真の著作物及び応用美術の著作物を除く。）の保護期間は、自然人の生存期間に基づき計算されない場合には、権利者の許諾を得た公表の年の終わりから少なくとも五十年とする。著作物の製作から五十年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、保護期間は、その製作の年の終わりから少なくとも五十年とする。」と規定する。

映画の著作物ではない著作権において長期の保護期間をもうける理由としては、今まで黒田氏の示す、「三代の財産」としての考え方を中心となっていたが、実際のところそれ以上の明快な理由説明はない。近時は、著作権を知的財産権制度全体の調和から考察してきている。そこでは、特許権は出願後20年をもって消滅する（特許法67条1項、実用新案権は6年（実用新案法15条）、意匠権は15年（意匠法21条）、商標権は10年（商標法19条）など）に対して、著作権は著作者の死後50年間存続する。著作者の生存間+死後50年間の長期にわたって保護される。この相違をどこに求めるかについて様々な例えを用いて説明が加えられている。

中山信弘教授は、技術の特性と創作活動の特性から、「技術には収益性や効率性など一定の方向性をもって発展していく性格があり、一つの技術の利用が制約されてしまうと、これを利用する他の多くの技術の利用が制約されるという傾向が強い。対して、文化は多様性の世界であり、ある著作物に権利が付与されたとしても、他の著作物の創作活動が妨げられる要素は低い。くわえて、技術発展に方向性があるということは、当該創作者が出現せずとも早晚、社会はその技術水準に到達したということを意味する。ゆえに、長期にわたり権利を付与することは、かえって技術の発展に

とって弊害となる。他方、著作物は、たとえばシェイクスピアがいなければ『ハムレット』という戯曲は誕生せず、またベートーベンがいなければ第九交響曲をわれわれが耳にすることもなかつたであろう。その意味で、「技術ほどには早期に存続期間を区切らずともよい」と肯定される。

著作権の財産価値に着目して田村善之教授は、「立法論としては、著作者の死後50年という存続期間はいかにも長すぎるように思われる。自分の死後の著作権の存続期間が30年であろうが、50年であろうが、創作活動のインセンティブにさしたる差異はないであろう。対して、著作権フリーとなる期間が10年、20年と遅くなることによる公衆の不利益の増大には無視しえないものがある。他方で、さすがに自分の生存中に著作権フリーとなるのでは、やる気が失せる可能性がないとはいえない。また、著作者の死後短期間で著作権が消滅してしまうとすれば、著作権の譲渡や排他的ライセンスに支障が生じかねない（特に著作者が老齢等の場合）。どうやら、存続期間は、著作者の死後20年ぐらいというのが穏当な線のようである。」としたうえで、ベルヌ条約が50年まで保護期間を長期化したという歴史に鑑みると、保護期間を短縮する立法の実現は不可能であることから、「インセンティヴ論だけで著作権法を割り切ることができない難しさなのである。著作者の死後50年という期間を正当化するためには、著作者の孫の代まで遺産を残したいという著作者の希望を貫徹するためであるとか、著作者の遺族の困窮を無視して他人が著作物から利益を得ることは正義に反する、と言ってしまった方が早い」と、保護期間の考え方のひとつの基準を提起する。

## 2 保護期間延長の国際的動向

米国における著作権の保護期間は、1978年に従来の1909年法が全面改正され現行法となっている。保護期間についての現行法における特徴は、著作者の生存間及び死後50年間としたことにある。しかし、1998年にソニー・ボノ法（Sonny Bono Term Extension Act）により死後70年に延長さ

れ現在に至っている。以下、現行法施行における経過措置等について若干の言及をする。

現行法では、「1978年1月1日以後に創作された著作物に対する著作権は、創作の時から存続し、以下の節に定める場合を除き、著作者の生存期間および著作者の死後70年間からなる期間中存続する。」(U.S.C.A.302条(a))と規定している。この規定を原則としながら1909年法との橋渡しとしての規定を設けている。

(1) 1978年1月1日より前に創作されたが発行も著作権の取得もなされなかった著作物

1909年法は、連邦著作権法の役割として発行著作物をその保護対象とし、未発行著作物はその適用を除外し、コモン・ローに保護を委ねた。このことから、旧法では保護対象とならなかった、未発行かつ権利取得されていない著作物は現行法への保護の継承のための措置が必要となった。303条(a)は「1978年1月1日から存続し、第302条に規定する期間中存続する。」として、著作者の死後70年間存続とした。しかし、既に死亡後相当な期間が経過しているような場合も想定し、「ただし、いかなる場合にも、かかる著作物に対する著作権の存続期間は2002年12月31日より前に満了せず」とし、さらに、「著作物が2002年12月31日以前に発行された場合には、著作権の存続期間は2047年12月31日より前に満了しないものとする。」としている。

(2) 1923年～1978年までに公表された著作物

現行法施行前であることから1909年法が適用されることになるが、その場合の保護期間延長措置として、304条は公表後28年の保護期間と更新により更に67年間の保護を与えることを規定する。ただし、この場合でも、発行が1964年以降のものについては、更新登録の手続きを経ることなく延長が出きるのに対して、1923年～1963年までに発行されたものについては、更新登録を経たうえで延長がなされうる。

(3) 1923年までに公表された著作物

これについては公有となるのが原則であるが、T R I P S協定により極端に短い保護期間が与えられていた外国の著作物については一部権利回復がある。

1978年以前の著作物について、外国の著作物は万国著作権条約において著作権表示以外の合衆国における形式的要件を免除されていた。しかし、著作権更新の取得申請手続きには、1992年に手続きが変更されるまで、合衆国著作権法に基づく形式要件としての更新手続きを必要としていた。この手続きがない場合、更新は認められず、28年の最初の保護期間のみで著作権は公有に帰していた。1994年の改正において、表示の欠如、更新登録不履行によって著作権が公有に帰したものであっても、依然としてその著作物の本国で保護されている著作物は、75年間の残余期間について自動的に回復する。

E U諸国においても、イギリス著作権法は、1988年法の制定時においては12条（1）が、文学的著作物の保護期間を著作者の死後50年としていたものを70年に延長しているのをはじめ、フランス著作権法第123の1条の2では「著作者が死亡した場合には、この権利は、その権利承継人のために当該暦年及びそれに続く70年間存続する。」、ドイツ著作権法64条（総則）「著作権は、著作者の死後70年をもって消滅する。」、イタリア著作権法25条「著作物の経済的利用権は、著作者の生存中およびその死後70年日の終わりまで存続する。」など著作権保護期間を「70年」とする国が増えている。

### 3 平成18年7月11日東京地裁決定

本件判決が出る数ヶ月前の平成18年7月11日にはほぼ同事案において附則規定の適用の有無が判断されたものがある（以下、「ローマの休日」事件という。）。本判決はこの決定の考え方の延長線上にあるといえる。

事例は次の様なものであった。債権者が昭和28年に「ローマの休日」と題する映画及び「第一七捕虜収容所」と題する映画を製作して、それぞ

同年にアメリカ合衆国内で最初に公表をしていた。債務者は同映画が旧54条の規定により平成15年12月31日をもって権利が消滅しており、平成15年改正附則をしても新54条が適用されないと判断し、これらの映画をDVDとして格安で日本国内で販売しようとしていた。それに対し、債務者は同附則によって保護期間が延長されるとする立場から著作権侵害を理由に販売差し止めの仮処分を求めたものである。

東京地裁決定は立法者意思と期間計算方法という二点から判断を行っている。

保護期間延長についての立法者意思との関係では、「現行の著作権法施行の際の適用関係について、当初昭和37年12月31日に保護期間が満了する予定であった著作物を現行の著作権法によって引き続き保護したい」という立法者意思を認め、合目的的に、昭和45年12月31日に保護期間が満了する著作物につき昭和46年1月1日に施行された現行の著作権法が適用されると解するとしても、本件改正法附則2条につきこれと同様に解すべき立法者の意思を汲み取ることは困難である。すなわち、上記イ（オ）のとおり、本件改正法の国会における審議の会議録には、本件改正法附則2条の適用関係に関する記載や、保護期間を延長した場合に対象となる映画やその公表時期に関する記載はなく、本件改正法の適用関係について、国会における立法段階での具体的な審議はされていないものと推認される。よって、本件改正法附則2条については、平成15年12月31日に保護期間が満了する著作物を保護するためのものであったという立法者意思を認めることはできない。」として、債権者の請求を棄却する決定を出している。

期間計算方法という点については、「本件映画の保護期間の満了を『時間』をもって表現すれば、平成15年12月31日午後12時となる。しかしながら、著作権法54条1項及び57条の規定は、『年によって期間を定めた』（民法140条）ものであって、『時間によって期間を定めた』（同法139条）ものではない。年によって期間を定めた場合は、『期間は、その末日の終了をもって満了する。』（同法141条）とされるから、あくまでも、保護期間の

満了を把握する基本的な単位は『日』となるというべきである。」と民法の計算方法に言及した上で、「本件改正法附則2条の規定は、この法律の施行期日である平成16年1月1日において、映画の著作物の著作権の存否を問題とするものである。本件改正法が同日午前零時から施行されて効力を有するとしても、著作権の存否を『年によって期間を定め』、『末日』の終了をもって満了することを前提とする限り、本件映画について、平成16年1月1日まで著作権が存続していたということはできない。」とする。

さらに、「そもそも、本件改正法の附則中に、映画の著作物の著作権の存否を問題とするに当たって、一瞬を指す意味の『時間』の単位でとらえるべきであるとする文理上の手がかりはない。また、本件改正法が平成16年1月1日午前零時の瞬間から施行されるとしても、『施行の際』との文言によって、その施行の一瞬を切り取るべきものでもない。」「なお、時間の概念として、前日の午後12時と翌日の午前零時の指す時刻は同時であって、同一時刻をそれぞれ両日のうちの一方の日からみた表現であるとしても、その時刻を平成15年12月31日午後12時ととらえれば本件映画の著作権は存しているということができても、この時刻を平成16年1月1日午前零時ととらえる以上、本件映画の著作権は消滅したものといわざるを得ない。」「このことは、法制一般について、『この法律は、平成11年3月31日限り、その効力を失う。』と規定されている場合に、平成11年3月31日午後12時まで効力を有し、同年4月1日午前零時に効力を失うと解釈されていることからも明らか」である、とする。

#### 4 附則経過措置規定

附則経過措置規定の「施行の際現に…存する」との文言について意味を明らかにしたものは存しなかったことから、今回の二事例が発生したと言える。同規定の解釈について、文化庁及び立法的立場にあるものからは20年保護延長肯定論が出る一方今回の二事例についてなされた地裁の判断が示す時間的断絶による延長否定論とが出されている。

保護延長肯定論としては、「『法律の施行の際』の基準点（平成16年1月1日午前零時＝平成15年12月31日午後12時）について、仮に後の時点から捉えることとなると、後の時点では『改正前の著作権法による著作権が存する』という概念はそもそもあり得ず（つまり施行以後の時点では、「改正後の著作権法による著作権」しか存在しない。例えば昭和50年（1975年）公表の映画の著作物であっても、改正法の施行後の時点では「改正前の著作権法による著作権」は存在しない。）、結局のところ、この規定の合理的な理解としては、基準点の前の時点から捉えていることとなり、平成15年12月31日午後12時において、まさにその時点まで、あるいは施行日の平成16年1月1日午前零時のまさに直前まで、改正前の著作権法第54条1項、つまり公表後50年間の保護期間による保護が受けられていたものについて、改正後の法第54条第1項、つまり公表後70年の規定を適用することを意味していることになる。」<sup>(6)</sup>と作花文雄教授は述べられる。

また、現行法の立法者である加戸守行氏は、「例えば昭和7年に死亡した著作者の著作物は昭和45年12月31日午前12時をもってその保護期間が満了することになるわけでございますが、その満了時点は同時に新法施行時点である昭和46年1月1日午前零時でもありますから、新法施行時点においてはその著作権はまだ消滅していないと解されるわけでございます。つまり、『この法律の施行の際』という時点は、昭和46年側からみれば昭和46年1月1日午前零時であり、昭和45年12月31日でもあるということでありまして、同一時点が法律上の二面性を有しているところから導き出される結論なのでございます。」<sup>(7)</sup>と説明されてきている。

一八  
判決を肯定する意見（延長否定論）としては、今回の決定に対するコメントとして、判例時報に掲載された「法制執務としては、例えば『この法律は、平成11年3月31日限り、その効力を失う。』と規定されている場合に、平成11年3月31日午後12時まで効力を有し、同年4月1日午前零時に効力を失うと解釈されている…平成15年12月31日午後12時と平成16年1月1日午前零時とが同時であるとしても…法律の文言上は、平成15年12月31

日午前12時まで権利が存続することと、平成16年1月1日午前零時にも存続することは同義ではなく、文化庁のような解釈を導くことは困難である。<sup>(8)</sup>とされるものぐらいで、今日まで皆無であった。

東京地裁の決定について、作花教授は、「第一に、各条文上の立法趣旨の捉え方の基本姿勢について問題があるとともに、第二に、経過措置の捉え方について根本的な問題があり、第三に、『文理解釈』上文化庁等の見解には無理があるとして、文理解釈を尊重する解釈姿勢をとりながらも東京地裁決定自体が条文構造の解明に相応の検討を加えていないという問題がある」との問題点を指摘した上で、否定的な見解を加えている。以下、東京地裁決定とそれについての作花教授の批判論について触れる。

立法趣旨の捉え方について、東京地裁決定は、旧著作権法と現行法とでは保護期間延長に立法者の意思が相違することを認めているように読める。旧法からの経過措置においては、「当初昭和37年12月31日に保護期間が満了する予定であった著作物を現行の著作権法によって引き続き保護したい」という立法者意思」が認められることに対して、平成15年改正の附則2条については、「本件改正法の国会における審議の会議録には、本件改正法附則2条の適用関係に関する記載や、保護期間を延長した場合に対象となる映画やその公表時期に関する記載はなく、本件改正法の適用関係について、国会における立法段階での具体的な審議はされていないものと推認される。よって、本件改正法附則2条については、平成15年12月31日に保護期間が満了する著作物を保護するためのものであったという立法者意思を認めることはできない。」として、審議過程に比重を置いた立法者意思の推認作業を行っている。作花教授は、この点について「国会での具体的に質疑されていない事項については、条文の規定振りを踏まえつつも、立法の背景や動機、提案者の文書または口頭による説明、法体系としての合理性などを勘案して、その立法趣旨が捉えられるべきである。」と批判される。

また、決定が、平成15年改正が昭和28年に公表された映画の著作物の保

護は想定されないものであるとの結論に達している点に関して作花教授は、「昭和28年（1953年）に公表された映画作品の著作権が平成15年（2003年）12月31日で消滅することになるから、これらの作品の保護期間を延長するため平成15年中に法改正を行う政策的必要性があったと考えられる。単に映画の著作物の保護期間を延長するということであれば、平成15年中に法改正を行う政策的必要性はない。」とも批判される。

期間計算方法という点については、「昭和45年当時の現行著作権法の立法担当者等の解説方法として、従来、昭和45年12月31日午後12時＝昭和46年1月1日午前零時」ということが述べられていることにのみ引きずられて、東京地裁決定においては保護期間計算論を展開しているが、本件の平成15年改正法附則第2条の規定の趣旨の解明をする上で、東京地裁決定で示されている保護期間計算論は直接関係がないことである。」とされた上で、加戸氏の逐条講義の解説については、「どのような著作物について新しい保護期間ルールを適用するかを一般的にわかりやすく述べる際の一つの表現方法であり、本件訴訟を規律する観点からみれば、東京地裁決定においては、保護期間の計算方法を論ずる場合の問題と、経過措置の対象を捉える場合において論ずるべき問題が整理されておらず、両者が混同して取り扱われている」とされる。

## 5 むすびにかえて

今回の判決の論点は、著作権に関心を持ちはじめた頃の論者にとっても理解しかねる部分の一つであったものであり、「そう読むべきものである。」と無批判に自らを納得させていた部分であった。作花教授は「必ずしも建設的あるいは創意的なものではないと思われる」と評される。否定するものではないが、法律学が一般認識と乖離し、難解なものとされる残存部分であるということは否めず、その仕切を取り払うべく警鐘として本判決は重要な役割を果たすものであろう。

東京地裁が、旧法から現行法への経過措置規定と平成15年の法改正にお

けるかかる規定とで解釈を変えていることに本判決を否定する見解の一つの根拠はある。しかしながら、明文としては表現されないまでも、東京地裁の採る立場は、旧法と新法のそもそも異なった法を結ぶものとしての役割としての経過規定であり、そのことはいわゆる既得権益の保護と表現されるものと、継続を前提として期間を延長するという役割の違いを明確にしたもの評価できる。それゆえに、東京地裁判断が、経過措置の捉え方を変えたとしても問題となるものではない。むしろ、立法趣旨を尊重しつつも、昭和28年公表の映画の著作物を保護するためという目的論的延長への批判と受け取ることもできる。この点は、権利を創設する場合と、消滅すべきを延長させるという議論では変える必要があろう。著作権自体の存続期間に新たな支分権（貸与権のように）を加えることと、自由利用が可能であろうと思われるもの（消えるはずのもの）を延命させるということとでは、権利者と利用者に経済的效果（期待）に大差が生じよう。この判決自体が、保護期間の延長を否定する立場に立つものではないが、経過措置の「際現に」の文言からは立法者意思を汲み取れない、と読む判決の考えが素直な理解と思える。

その一方で、12月31日午後12時と1月1日零時を同時としないとしても、保護期間の延長によって、「50年」を「70年」にするという立法作業からすると、単純に昭和28年公開作品において旧規定では「+50年」保護していたのだから、「+20年」で合計70年保護、という趣旨と考えることもまた自然な解釈として受け入れることも可能である。ただ、附則経過措置規定の文言からそれを読み取ることには、数学的な論理思考を差し挟むまもなく、無理であろう。<sup>(9)</sup>

本判決について、種々検討を加えてきた。検討の不十分な部分も多々あるが、本判決は妥当なものであると考える。

(1) 黒田徳太郎訳「W I P O—ベルヌ条約逐条解説」51頁（著作権資料協会、1979）。

- (2) 中山信弘「ソフトウェアの法的保護に伴う国際問題」375頁（総合研究開発機構、1998）
- (3) 田村善之『著作権法概説』225頁。
- (4) 旧法においては公表後連邦著作法によって保護を受けるためには、著作権局への登録が義務づけられていた。
- (5) 判時1933号68頁以下。
- (6) 作花文雄「映画『ローマの休日』の保護期間をめぐる法制上の論点」（「コピライト」2006年12月号24頁（著作権情報センター））。また、判時1947号185頁（判例評論575号15頁）以下でも同趣旨のことを述べられている。
- (7) 加戸守行「逐条著作権法講義」（第5版）765頁（著作権情報センター、2000）。
- (8) 前掲・判時69頁。
- (9) 附則経過措置規定の文言解釈が、文化庁の行ってきたものが行政庁あるいは法律立案者の常識であったとしても、読む側（具体的には法律から何らかの利益を受ける者）から疑義を生ずるものである以上は、その様な解釈を強制するよりは、より明確な表現へと変える必要性はある。条文本文と違い経過措置規定は、解釈の幅を持たせないもにするということである。

完